

改 正 後	改 正 前																																
<p>3. 必要経費の内訳</p> <p>(1) 自由処分分</p> <p>イ 一般経費分</p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{①} \\ \text{②} \end{array} \right\} \times \text{A} = \text{B}$ <p>(注) ①の欄には、事業年度のように1ヶ月の収入に算入される期間であるから区分が異なる事業の経費を記載します。</p> <p>ロ 専断経費分</p> <p>(イ) 専断経費分</p> $\text{C} \times \text{D} = \text{E}$ <p>(ロ) 一括評価による償却引当金繰入額</p> $\text{F} \times \text{G} = \text{H}$ <p>(ハ) 退職給付引当金繰入額</p> $\text{I} \times \text{J} = \text{K}$ <p>(ニ) 前払経費による償却引当金繰入額等のある方は、転換額(前年度前払)におおきくください。</p> <p>(2) 保潔処分分</p> <p>イ 一般経費分</p> $\text{L} - \text{M} = \text{N}$ <p>ロ 専断経費分</p> $\text{O} - \text{P} = \text{Q}$ <p>(注) ①の欄には、事業年度のように1ヶ月の収入に算入される期間であるから区分が異なる事業の経費を記載します。</p> <p>ロ 専断経費分</p> <p>(イ) 専断経費分</p> $\text{R} \times \text{S} = \text{T}$ <p>(ロ) 一括評価による償却引当金繰入額</p> $\text{U} \times \text{V} = \text{W}$ <p>(ハ) 退職給付引当金繰入額</p> $\text{X} \times \text{Y} = \text{Z}$ <p>(ニ) 前払経費による償却引当金繰入額等のある方は、転換額(前年度前払)におおきくください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第25条の規定による社会保険部分の経費の額</p> <p>その計算から社会保険部分の金額に①及び②の金額を次の算式に当てはめて計算してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>社会保険部分 (①)</td> <td>$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>社会保険部分 (②)</td> <td>$\text{D} - \text{E}$</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table> <p>(4) 社会保険部分の経費と租税特別措置法第25条による金額との差額</p> <p>租税特別措置法第25条の規定による社会保険部分の経費と①の金額との差額は、次の算式に当てはめて計算してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>社会保険部分 (①)</td> <td>$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>社会保険部分 (②)</td> <td>$\text{D} - \text{E}$</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table> <p>(注) ①の金額は、事業年度の「経費計算書」の「所得金額」欄の下の余白に「租税特別措置法第25条」と記載し、その金額を記載して所得金額を計算し、記載してください。 併せて、専断経費第2条の「(ロ)特別償還金支等」欄に「転換額(経費)」と記入してください。 この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第25条の規定を受けた所得を勘いしたところを計算します(この計算に当たっては「転換額」を記入してください)。</p>	社会保険部分 (①)	$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$	①	②	社会保険部分 (②)	$\text{D} - \text{E}$	③	④	社会保険部分 (①)	$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$	①	②	社会保険部分 (②)	$\text{D} - \text{E}$	③	④	<p>3. 必要経費の内訳</p> <p>(1) 自由処分分</p> <p>イ 一般経費分</p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{①} \\ \text{②} \end{array} \right\} \times \text{A} = \text{B}$ <p>(注) ①の欄には、事業年度のように1ヶ月の収入に算入される期間であるから区分が異なる事業の経費を記載します。</p> <p>ロ 専断経費分</p> <p>(イ) 専断経費分</p> $\text{C} \times \text{D} = \text{E}$ <p>(ロ) 一括評価による償却引当金繰入額</p> $\text{F} \times \text{G} = \text{H}$ <p>(ハ) 退職給付引当金繰入額</p> $\text{I} \times \text{J} = \text{K}$ <p>(ニ) 前払経費による償却引当金繰入額等のある方は、転換額(前年度前払)におおきくください。</p> <p>(2) 保潔処分分</p> <p>イ 一般経費分</p> $\text{L} - \text{M} = \text{N}$ <p>ロ 専断経費分</p> $\text{O} - \text{P} = \text{Q}$ <p>(注) ①の欄には、事業年度のように1ヶ月の収入に算入される期間であるから区分が異なる事業の経費を記載します。</p> <p>ロ 専断経費分</p> <p>(イ) 専断経費分</p> $\text{R} \times \text{S} = \text{T}$ <p>(ロ) 一括評価による償却引当金繰入額</p> $\text{U} \times \text{V} = \text{W}$ <p>(ハ) 退職給付引当金繰入額</p> $\text{X} \times \text{Y} = \text{Z}$ <p>(ニ) 前払経費による償却引当金繰入額等のある方は、転換額(前年度前払)におおきくください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第25条の規定による社会保険部分の経費の額</p> <p>その計算から社会保険部分の金額に①及び②の金額を次の算式に当てはめて計算してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>社会保険部分 (①)</td> <td>$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>社会保険部分 (②)</td> <td>$\text{D} - \text{E}$</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table> <p>(4) 社会保険部分の経費と租税特別措置法第25条による金額との差額</p> <p>租税特別措置法第25条の規定による社会保険部分の経費と①の金額との差額は、次の算式に当てはめて計算してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>社会保険部分 (①)</td> <td>$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>社会保険部分 (②)</td> <td>$\text{D} - \text{E}$</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> </table> <p>(注) ①の金額は、事業年度の「経費計算書」の「所得金額」欄の下の余白に「租税特別措置法第25条」と記載し、その金額を記載して所得金額を計算し、記載してください。 併せて、専断経費第2条の「(ロ)特別償還金支等」欄に「転換額(経費)」と記入してください。 この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第25条の規定を受けた所得を勘いしたところを計算します(この計算に当たっては「転換額」を記入してください)。</p>	社会保険部分 (①)	$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$	①	②	社会保険部分 (②)	$\text{D} - \text{E}$	③	④	社会保険部分 (①)	$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$	①	②	社会保険部分 (②)	$\text{D} - \text{E}$	③	④
社会保険部分 (①)	$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$	①	②																														
社会保険部分 (②)	$\text{D} - \text{E}$	③	④																														
社会保険部分 (①)	$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$	①	②																														
社会保険部分 (②)	$\text{D} - \text{E}$	③	④																														
社会保険部分 (①)	$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$	①	②																														
社会保険部分 (②)	$\text{D} - \text{E}$	③	④																														
社会保険部分 (①)	$\text{A} \times \text{B} + \text{C}$	①	②																														
社会保険部分 (②)	$\text{D} - \text{E}$	③	④																														